⑹　固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等又は年度計画で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額

⑺　「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第31　有価証券の評価基準及び評価方法

［1～3　略］

［＜注23＞～＜注25＞　略］

＜注26＞満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

⑴　満期保有目的の債券を購入した中期目標又は年度目標（申請等関係事務処理法人が関係市町村申請等関係事務を行う場合は、年度目標又は関係市町村年度目標）（以下「中期目標等」という。）期間後の中期目標等期間において、中期計画等上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした計画が策定されている場合であって、当該計画に従って売却した場合

⑵　満期保有目的の債券を購入した中期目標等期間後の中期目標等期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

［⑶　略］

第55　負債の表示項目

［1　略］

2　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

［⑴・⑵　略］

⑶　預り手数料（申請等関係事務処理法人に限る。）

⑷　預り手当財源等（申請等関係事務処理法人に限る。）

⑸～㉒　［略］

第56　純資産の表示項目

［1　略］

2　資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第87　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6　減損額の会計処理」⑵を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第91　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。

⑹　固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準の規定により、地方独立行政法人が中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額

⑺　「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る減価償却相当額及び利息費用相当額

第31　有価証券の評価基準及び評価方法

［1～3　同左］

［＜注23＞～＜注25＞　同左］

＜注26＞満期保有目的の債券の保有目的の変更について

満期保有目的の債券を償還期限前に売却した場合には、次に掲げる場合を除き、当該売却した債券と同じ事業年度に購入した残りの満期保有目的の債券の全てについて、保有目的の変更があったものとして売買目的有価証券に振り替えなければならない。

⑴　満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、中期計画上の資金計画において、満期保有目的の債券の売却収入を財源とした事業計画が策定されている場合であって、当該事業計画に従って売却した場合

⑵　満期保有目的の債券を購入した中期目標期間後の中期目標期間において、金利情勢の変化に対応して、より運用利回りの高い債券に切り換えるため、又は地方独立行政法人が定める信用上の運用基準に該当しなくなったことに伴い、運用基準に該当する他の債券に切り換えるために売却した場合

［⑶　同左］

第55　負債の表示項目

［1　同左］

2　流動負債に属する負債は、次に掲げる項目の区分に従い、当該負債を示す名称を付した科目をもって表示しなければならない。

［⑴・⑵　同左］

［新設］

［新設］

⑶～⑳　［同左］

第56　純資産の表示項目

［1　同左］

2　資本剰余金は、資本剰余金の総額を表示するとともに、「第85　特定の償却資産の減価に係る会計処理」を行うこととされた償却資産の損益外減価償却相当額の累計額又は固定資産の減損に係る地方独立行政法人会計基準「6　減損額の会計処理」⑵を行うこととされた固定資産の損益外減損損失相当額の累計額及び「第89　資産除去債務に係る特定の除去費用等の会計処理」を行うこととされた除去費用等に係る損益外減価償却相当額の累計額及び損益外利息費用相当額の累計額を、それぞれ損益外減価償却累計額又は損益外減損損失累計額及び損益外利息費用累計額として控除して表示しなければならない。